



東日本大震災 発展期  
(平成30年度～令和2年度)の  
取組記録誌

# 第1部

# 第2章

分野別の復旧・復興の  
取組状況

The first section  
Chapter 2

## 第1節

## 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第1項：被災者の生活環境の確保

## 発展期における取組のポイント

## ポイント 01 被災者の良好な生活環境の確保

- 見守り活動の継続ときめ細やかな支援
- 県外避難者への定期的な情報提供と円滑な帰郷促進
- 離島航路及び路線バスの運行支援

## ポイント 02 災害公営住宅の早期整備

- 災害公営住宅の計画的な整備
- 早期の住宅供給

## ポイント 03 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援

- 仮設住宅の集約や恒久的な住宅への住み替え等に伴う被災者の精神的・経済的負担の軽減
- 被災者の住宅再建支援

## ポイント 04 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

- 住民主体による地域活動支援や交流機会の創出支援
- 地域における活動創出のための人材育成等の支援

## 1 被災者の良好な生活環境の確保

## 再生期後半のまとめ

被災地域で高齢者が安心して生活できるよう、市町サポートセンターの運営支援や専門職の相談会の開催、アドバイザー派遣等を行う宮城県サポートセンター支援事務所の運営を続けるとともに、被災者支援事業等への研修実施や被災者支援情報誌の配布、地域福祉マネジメント研究会の開催等を行いました。

応急仮設住宅の被災住民の健康状態の悪化を防止するとともに健康不安の解消を図るため、被災市町が行う保健師等による仮設住宅集会所等での健康相談や家庭訪問等、被災者健康支援に要する経費を平成28年度は6市町、平成29年度は2市に補助しました。

県外避難者の帰郷支援のため、県外避難者支援員を東京・大阪に配置して避難先の自治体や支援団体と生活状況・支援に関する情報共有を図りながら相談支援を行いました。

## 発展期

## 平成30年度

## 県外避難者の帰郷支援を強化

県外避難者支援員設置事業においては、県外避難者の帰郷支援強化を図るために東京事務所に3人の支援員を配置して、面談等による相談支援や電話による意向確認調査などを実施しました。

被災地域で高齢者等が安心して生活できるよう、地域の支え合い活動の立ち上げや応急仮設住宅等へのサポートセンターの設置・運営等を支援するためアドバイザーを派遣(455回、延べ712人)し、被災者支援従事者等の研修の実施と被災者支援情報誌を配布しました。

被災した離島航路事業者に対し、離島航路運営費補助(2航路)、離島住民運賃割引補助(2航路)、離島航路事業経営安定資金貸付(2航路)を実施し、運航支援を行いました。

被災したバス事業者及び被災地等の住民バス運行に対しては、バス事業者運行費補助(国庫協調13系統)、バス車両取得費補助(13台)、住民バス運行費補助(276系統)を実施しました。

## 発展期

## 令和元年度

## 活動支援の可視化で新たなコミュニティ形成を

県外避難者支援員設置事業においては、東京事務所に2人の支援員を配置し、面談等による相談支援や電話による意向確認調査を実施しました。県外避難者数は、平成30年度末の170人に対し、令和元年度末には113人に減少しました。県外避難者の帰郷に向けた支援を行い、県外避難者の早期の解消を目指しました。

市町サポートセンターの支援では、専門職による相談会を開催したほか、アドバイザーを派遣(422回、延べ677人)し、被災者支援を行いました。被災者支援従事者についても、研修を3市2町で開催し、被災者支援従事者の育成を図りました。

また、被災者支援情報誌を隔月で配布(市町村、市町村社会福祉協議会等)し、活動支援などを可視化することで新たなコミュニティ形成支援の一助となりました。

離島航路事業者に対しては、運営費補助や資金貸付事業による支援を行ったほか、バス事業者及び住民バスを運行する市町村に対しても、運行費補助による支援を行いました。

## 発展期

## 令和2年度

## 離島航路、バスへの支援で住民の「足」を確保

県外避難者支援員設置事業においては、東京事務所に1人の支援員を配置し、面談等による相談支援や電話による意向確認調査を実施しました。県外避難者数は、令和元年度末の113人に対し、令和2年度末は87人に減少しました。

市町サポートセンターの支援では、センターの運営支援や専門職による相談会の開催、アドバイザーを派遣(351回、延べ543人)し、被災者支援を行いました。さらに、一部オンラインにて被災者支援従事者の研修を開催し、被災者支援従事者の育成も図りました。

また、引き続き被災者支援情報誌を隔月で配布(市町村、市町村社会福祉協議会等)し、活動支援等を可視化しました。

離島航路事業者に対し、運営費補助や経営安定資金貸付などの支援を行ったほか、運賃割引補助を行い、離島島民の利便と日常生活の基盤の確保を図りました。

バス事業者及びバスを運行する市町村に対しては、経年車の更新及びバリアフリー化を図るため、車両取得費の補助を行ったほか、運行費補助により広域的な地域間幹線系統の運行を支援し、住民の足に身近なバス運行の維持・確保を図りました。

## 2 災害公営住宅の早期整備

### 再生期後半のまとめ

再生期前半から継続して、「宮城県復興住宅計画」に基づき、県内の災害公営住宅整備計画戸数21市町312地区15,823戸のうち、平成30年3月末までに21市町310地区15,415戸が完成しました。

被災者が新しい住宅を確保するまでの間の生活拠点となる応急仮設住宅は、平成30年3月末時点でプレハブ住宅が1,481戸・2,878人、民間賃貸借上住宅が1,631戸・3,678人、公営住宅などが24戸・56人の計3,136戸・6,612人となっています。

また、再生期前半から継続して、「宮城県県営住宅ストック総合活用計画」に基づき、長寿命化を図る改善や維持修繕のための設計や工事を実施しました。

発展期

平成30年度

### 災害公営住宅は計画戸数の全てが完成

災害公営住宅は、計画戸数15,823戸(21市町312地区)全戸が完成しました。当初の目的を達成したため、災害公営住宅整備事業は平成30年度をもって事業を終了しました。

被災者が新しい住宅を確保するまでの間、生活拠点となる応急仮設住宅等を提供する「応急仮設住宅確保事業」については、平成31年3月末時点の応急仮設住宅入居状況は、プレハブ住宅:167戸334人、民間賃貸借上住宅:133戸309人、公営住宅等:5戸13人、計:305戸656人となっています。

発展期

令和元年度

### 多くの県民が新しい生活拠点を手に

被災者が新しい住宅を確保するまでの間、生活拠点となる応急仮設住宅等を提供する応急仮設住宅確保事業については、令和元年3月末時点での応急仮設住宅入居状況は、プレハブ住宅:1戸2人、民間賃貸借上住宅:32戸61人、公営住宅等:3戸9人、計:36戸72人となり、昨年度よりも大幅に減少し、多くの県民が新しい住宅や生活拠点を持つことができました。

発展期

令和2年度

### 応急仮設住宅入居状況も改善

被災者が新しい住宅を確保するまでの間、生活拠点となる応急仮設住宅等を提供する応急仮設住宅確保事業については、令和3年3月末時点の応急仮設住宅入居状況は、プレハブ住宅:0戸0人、民間賃貸借上住宅:9戸13人、公営住宅等:0戸0人、計:9戸13人となりました。

## 3 恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援

### 再生期後半のまとめ

民間賃貸住宅を再建先とする被災者に、住宅確保に関する情報提供等の支援を継続して行いました。県内の物件情報・不動産業者の紹介等を行う宮城県住宅情報提供コールセンター設置のほか、賃貸借契約を締結した貸主に奨励金を支給する宮城県民間賃貸住宅提供促進奨励金の事業を行いました。既設の被災者転居支援センター(仙台市)に加え、北部被災者転居支援センター(登米市)や東部被災者転居支援センター(石巻市)を供与期間終了の状況に合わせて段階的に設置し、転居困難者等の相談や再建支援を行いました。

そのほか、県民の生命と財産の被害の軽減を図るため、倒壊の危険性が高いとされる昭和56年5月以前に建てられた木造住宅の耐震診断・耐震改修に対し助成等を行い、耐震化を促進しました。また、普及啓発用のパンフレットや木造住宅耐震改修事例集を作成したほか、ラジオやテレビ等での助成制度紹介に取り組みました。

発展期

平成30年度

### 被災者の住宅確保に向けた支援を実施

民間賃貸住宅を再建先とする被災者に、住宅確保に関する情報提供やマッチング支援を行うほか、転居支援センターを設置し、転居困難者等の相談や再建支援を行う被災者住宅確保等支援事業では、平成31年3月末時点で、住宅情報提供コールセンター事業の相談件数が112件、民間賃貸住宅提供促進奨励金支給事業の支給件数が67件、転居支援センター事業での訪問回数が214回(仙台99、東部115)、依頼件数は217件(仙台70、東部147)となりました。

地震による建築物の倒壊等から県民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断や耐震改修に対する支援を行う木造住宅等震災対策事業では、木造住宅耐震診断が369件、木造住宅耐震改修が99件、木造住宅等耐震相談が37件ありました。また、普及啓発用パンフレットを22,000部、木造住宅耐震改修事例集を5,000部作成しました。

発展期

令和元年度

### 被災者住宅確保では、目標値を達成

被災者住宅確保等支援事業では、民間賃貸住宅提供促進奨励金支給事業支給件数が2件、転居支援センター事業訪問回数75回(依頼件数33件)となりました。当初の目的を達成したことにより、この事業は令和2年度で事業終了となりました。

木造住宅等震災対策事業では、木造住宅の耐震診断、耐震改修補助事業を実施する市町村に対し間接補助を行うなど、総合的かつ計画的に震災対策を推進しました。木造住宅耐震診断が307件、木造住宅耐震改修が123件、木造住宅等耐震相談が17件ありました。また、普及啓発用パンフレットを17,000部、木造住宅耐震改修事例集を5,000部作成しました。

発展期

令和2年度

### 木造住宅の耐震診断・改修を支援

地震による建築物の倒壊等から県民の生命と財産を守るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援を行う木造住宅等震災対策事業では、木造住宅の耐震診断補助を277件、耐震改修補助を90件実施したほか、耐震相談所の設置や普及啓発用パンフレット・木造住宅耐震改修事例集の作成によって総合的に震災対策を推進しました。



写真:木造住宅等震災対策事業

## 4 地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援

### 再生期後半のまとめ

住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、被災地域のコミュニティ再生を目標に被災市町や関係団体と連携する「復興応援隊」の活動が円滑に行われるよう、各種研修を通じてキャリア形成等を図り、地域への定着に向けた支援を行いました。被災地における関係者間の広域的な連携を促進し、県内の復興支援活動の活性化を図りました。

地域の復興から将来的な地域振興につながるような事業、新たな地域コミュニティづくりに資する事業及び県外避難者の帰郷支援に資する事業を実施する団体に助成を行い、被災地の地域づくり活動を促進。助成団体には公認会計士による会計指導を行い、事業の適正な実施にも努めました。また、自治組織や被災地域の生活環境づくりを支援する団体に補助金を交付し、コミュニティの活性化が図られました。

### 発展期

平成30年度

#### 住民主体の復興活動を支援

復興活動支援事業においては、市町村や関係団体と連携し、地域が抱える課題やニーズに応じて復興支援員の活動を支援しました。このほかにも、地域コミュニティ支援の実績・成果等については、まちづくり協議会等の事務局支援を通して、住民のまちづくり合意形成を下支えしました。さらに、コミュニティ誌等の発行による公民館活動や離散住民への情報提供等によってコミュニティを支え、地域行事の支援で地域活性化につなげることができました。また、イベント開催等により、交流人口も拡大しました。地域住民同士のつながりができ、コミュニティを基盤とした住民主体の活動が生まれてきているほか、地域づくりへの若者の参画の実現にも寄与することができました。

地域コミュニティ再生支援事業による自治組織への補助件数は、平成29年度の93件から174件へと大幅に増え、被災地域のコミュニティづくりの活性化が図られているといえます。



写真：復興支援員（石巻市）



写真：地域コミュニティ再生支援事業（名取市）



写真：地域コミュニティ再生支援事業（名取市）

### 発展期

令和元年度

#### 地域コミュニティの再生に注力

東日本大震災により被害を受けられた方々が安心して生活できる環境を早期に確保するために、その自立を促す支援活動に対し助成するみやぎ地域復興支援事業では、助成金の交付により、被災地域の課題解決や地域コミュニティの再生に向けた取組、県外避難者の帰郷支援のための取組など68団体の活動を支援しました。助成団体に対しては、公認会計士による会計指導を2回実施するなど、事業の適正な実施にも注力しました。助成期間終了後を見据えた専門的な指導・助成を行うアドバイザーの派遣を8回実施し、復興支援活動の推進を図りました。これらの事業については、近年の事業実績の推移を踏まえ、被災地域の復興の状況に応じてより必要な事業を対象を絞って実施することとします。

地域コミュニティ再生支援事業においては、9市7町203団体に補助金を交付し、地域住民の交流イベント等が開催され、コミュニティの活性化が図られました。そのほか、自治体運営の困り事に対処するため、地域力再生活動アドバイザーを30回派遣したほか、他自治体と意見交換を行う被災地域リーダー等研修・交流会を8回開催しました。

### 発展期

令和2年度

#### コロナ禍での活動に工夫

みやぎ地域復興支援事業では、被災地の課題解決や被災者の生活再建に取り組む民間団体53団体への助成金の交付により、被災地の復興と振興を促進しました。助成団体に対しては、公認会計士による会計指導を年2回実施して事業の適正執行を促し、運営基盤の強化を図りました。

地域コミュニティ再生支援事業では、当初過去最大規模の申請を想定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から、住民活動の実施が困難となり、申請を見送る団体や交付決定後の状況悪化により取り下げを行う団体が多数あったため、補助金の交付は5市4町37団体にとどまりました。一方、コロナ禍においても地域住民が工夫し、感染対策を講じた上で交流イベント等が開催され、地域コミュニティの維持が図られました。また、地域活動の継続や円滑な地域運営に向けた自治会研修・交流会を6回実施し、コロナ禍での活動継続を支援しました。

## 第1節

# 環境・生活・衛生・廃棄物

## 第2項 持続可能な社会と環境保全の実現

### 発展期における取組のポイント

#### ポイント 01

## 再生可能エネルギーの導入とエコタウンの形成

- エコタウンの形成促進
- 省エネルギーの促進
- 水素エネルギーの利活用促進

#### ポイント 02

## 自然環境の保全の実現

- 自然環境の保護体制の確保
- 三陸復興国立公園の再編
- 野生鳥獣の保護管理

## 1 再生可能エネルギーの導入とエコタウンの形成

### 再生期後半のまとめ

「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」に基づき、住宅用太陽光発電システムをはじめとした住宅の創エネ・蓄エネ・省エネ設備の導入、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの新築及び既存住宅省エネルギー改修に対する補助を実施しました。

再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントを活用したまちづくり「エコタウンの形成」を促進するための実現可能調査や設備導入等の補助を実施しました。また、エコタウン推進委員会ではセミナー等を開催し、市町村のエコタウン形成を支援しました。さらに、取組を普及させるための広報誌を作成し、配布しました。

水素エネルギーの普及に向け東北初の取組として、燃料電池自動車（FCV）カーレンタル事業やFCVタクシー実証運行を開始するとともに、燃料電池（FC）バスの路線運行に向けた取組を行いました。

### 発展期

### 平成30年度

#### 家庭向けの再生可能エネルギー導入を促進

家庭向けの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を延べ3,957件行いました。また、低炭素型水ライフスタイル導入支援事業では114世帯に対し節湯・節水機器や低炭素型社会対応型浄化槽の導入補助を行いました。事業者に対しては、49事業者に対しLED照明や高効率空調の導入などの省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入事業に対して補助を行ったほか、導入促進のためのセミナーを開催しました。

エコタウン形成に関する検討組織の立ち上げ段階の組織運営の補助を1件、団体が行う実現可能性調査の補助を1件、設備設置を伴う事業化の補助を3件の計5件の再エネ事業を段階的に支援しました。また、エコタウン推進委員会では講演会と視察会を各1回、市町村のニーズに合わせて講師を派遣する出張セミナーを5回開催し、市町村のエコタウンの形成を支援しました。

水素エネルギーの更なる利活用促進に向け、FCVの導入補助、体験試乗会の実施、FCVのカーレンタル・タクシーの導入実証及びFCVバスのイベント運行を行い、FCVの利用機会を創出するとともに、水素エネルギーに関する講演会（約150人参加）や水素エネルギー体験イベント（約1,200人参加）を開催し、水素エネルギーの認知度向上を図りました。



写真:平成30年度 エコタウン形成支援事業



写真:令和元年度 水素エネルギー利活用促進事業



写真:令和2年度 燃料電池自動車普及促進事業

### 発展期

### 令和元年度

#### 市町村のエコタウン形成を支援

家庭向けの再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入の促進を図るため、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池等の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成を行った（延べ4,825件）ほか、低炭素型水ライフスタイル導入支援事業により、64世帯に対し節湯・節水機器や低炭素型浄化槽の導入補助を行いました。また、事業者に対しては、業務用の高効率空調や高効率ボイラー等の省エネルギー設備や、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を導入する47件の事業に対して補助を行ったほか、導入促進に向けて分野ごとにセミナーを開催しました。

再生可能エネルギーを活用した取組を検討する団体が行う実現可能性調査補助を1件、設備投資を伴う事業化補助を2件の計3件の再エネ事業を段階的に支援しました。また、エコタウン推進委員会では、木質バイオマスエネルギーをテーマにした講演会と視察会をそれぞれ開催したほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師派遣を行う出張セミナー等を4回開催し、市町村のエコタウン形成を支援しました。

水素エネルギーの利活用促進については、FCVの導入補助やFCVのカーレンタル・タクシーの導入実証を継続し、また、FCVバスの路線での実証運行（乗車延べ人数約2,000人）を行い、FCVの利用機会を創出と水素エネルギーの認知度向上を図りました。さらに、水素エネルギー発電設備を活用した水素エネルギー体験イベント（約650人参加）のほか、FCVの体験試乗会（3回）及び教職員研修会を開催するとともに、地域情報誌等に記事掲載（6回）し、県民の理解促進に取り組みました。

### 発展期

### 令和2年度

#### 県内事業者の省エネ・再エネ導入支援

環境負荷が少なく災害に強いまちづくりを推進するため、家庭向けに住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池の導入、既存住宅の省エネルギー改修に対する助成（延べ4,253件）等を行ったほか、116世帯に対し、低炭素型浄化槽等設置費用の一部を補助し、家庭部門の低炭素化と環境負荷低減に寄与しました。また、事業者向けに設備導入補助や分野ごとのセミナーを実施し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化を促進しました。

エコタウンの形成に向け、EV・V2H（住宅用外部給電機器）や地域経済循環につながる再生可能エネルギー導入をテーマにしたオンラインセミナーのほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師を派遣する出張セミナー等を実施し、市町村のエコタウン形成を支援しました。

水素エネルギーの利活用推進に向けては、事業者が行う商用水素ステーションの整備やFCVバスの路線運行を支援するとともに、引き続き、FCV導入補助、FCVのカーレンタル事業やタクシーの実証運行を実施し、FCVの利用機会を創出と水素エネルギーの認知度向上に取り組みました。また、公用車として導入したFCVを活用し、イベント等への貸出しを行ったほか、地域情報誌等への記事掲載により、県民の理解促進を図りました。

## 2 自然環境の保全の実現

### 再生期後半のまとめ

緑地環境保全地域の指定候補地について学術調査を実施し、新たに昭和万葉の森、番ヶ森山周辺地域の2か所を指定しました。また、県自然環境保全地域等における開発行為について指導を行いました。さらに、県自然環境保全地域等に指定された山林等に係る固定資産税の課税免除を行った市町に対し、交付金を交付しました。

アスベスト対策として、沿岸被災地のうち被災建物の解体が見込まれる2市6地点において年4回、大気中のアスベスト濃度の測定を継続して実施し、一般環境と同様の値であることを公表しました。

二酸化炭素吸収機能の高い若齢林を中心に間伐を行ったほか、施業に必要な作業道の整備を支援し、温暖化防止に取り組みました。また、県民生活の保全と木材資源の長期的な供給を確保するため、環境林型県有林の森林整備も実施しました。

### 発展期

### 平成30年度

#### 沿岸部の自然環境の変化について検討

東日本大震災の影響により沿岸部の自然環境が大きく変容したため、自然環境の変化の状況や保護保全に関して、有識者から意見を聞き、今後の方向性を検討しました。また、平成26年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」に基づき、推進会議の意見を踏まえながら事業計画を策定し、県民への普及啓発事業としてタウンミーティングを3回、フォーラムを1回開催し、合計で約200人が参加したほか、生物多様性マップを改訂して広く県民に情報を発信しました。さらに、三陸復興国立公園については、金華山島における生態系の保護保全対策を実施しました。

平成29年度から5年間を計画年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の一部変更を行ったほか、4つの第2種特定鳥獣管理計画の実施状況を部会で審議しました。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉（126検体）の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行いました。



写真:アスベスト調査

### 発展期

### 令和元年度

#### 対象鳥獣に応じた適正な管理を実施

前年度に引き続き、自然環境の変化の状況や保護保全に関して、有識者から意見を伺い、今後の方向性を検討しました。また、平成26年度に策定した「宮城県生物多様性地域戦略」について、推進会議の意見を踏まえながら第1次改訂を行い、20項目の数値目標を新たに設定したほか、県民への普及・啓発事業として、フォーラムの開催や、生物多様性マップの改訂により、広く県民に情報を発信しました。さらに、三陸復興国立公園については、金華山島における生態系の保護保全対策を実施しました。

第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の一部変更を行ったほか、4つの第2種特定鳥獣管理計画の実施状況を部会で審議しました。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉（110検体）の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行いました。

### 発展期

### 令和2年度

#### 野生鳥獣捕獲の担い手確保と育成を推進

東日本大震災の影響により自然環境が大きく変容した蒲生干潟の変化の状況や保護保全に関して、有識者から意見を伺い、今後の方向性を検討しました。また、「宮城県生物多様性地域戦略」に基づき、フォーラムの開催や生物多様性マップの改訂・配布を通して、県民への普及・啓発を行いました。三陸復興国立公園については、金華山島における生態系の保護保全対策を実施しました。

野生動物の保護管理については、第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画の一部変更を行ったほか、4つの第2種特定鳥獣管理計画の実施状況を部会で審議するとともに、捕獲の担い手の確保・育成を拡充しました。また、有害捕獲されたイノシシ等野生鳥獣肉（109検体）の放射性物質を測定し、速やかに県民や関係者に情報提供及び注意喚起を行いました。